

令和5年(健)第151号

令和6年3月29日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分を取り消し、同第2の1記載の夜間用として購入した装具に係る費用について、健康保険法(以下「健保法」という。)による家族療養費の支給を求めることである。

第2 本件再審査請求に至る経緯

1 請求人は、その被扶養者であるC(以下「受診者」という。)の左麻痺性尖足(以下「本件傷病」という。)の治療用装具を購入した費用として、日中用の左短下肢装具に○円を、また、夜間用の左短下肢装具に○円をそれぞれ要したことについて、○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。)理事長に対し、それぞれ家族療養費の支給を申請した(以下、日中用として購入した装具を「当該装具A」といい、夜間用として購入した装具を「当該装具B」という。)

2 保険者組合理事長は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、当該装具Aに係る家族療養費として、○円を支給する旨を通知した。

3 また、保険者組合理事長は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、当該装具Bに係る家族療養費の支給申請について、「同一期間、同一対象者に対し支給済みのため」との理由により、支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 健保法は、第87条第1項において、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる」と規定している。健保法が療養の給付及び療養費の支給につき上記のように定めている趣旨は、健康保険においては、現物給付たる療養の給付を原則とするが、保険者が療養の給付を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養を給付することに代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものである。そして、健保法第87条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用するものとされている(同法第110条第7項)。

また、療養費の支給対象となる治療用装具の範囲について、保険者は、従来、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って療養費の支給を行ってきており、単に日常生活における利便性のためや、スポーツなどの一時的な使用目的、あるいは美容目的や予防目的で使用されるものについては支給の対象とはされておらず、また、支給対象となる治療用装具は、基本的に1回の処方で1部位に対して1装具と想定されており、健保法第87条第1項にいう「困難であると認めるとき」及び「やむを得ないものと認めるとき」がいかなる場合であるかについては、保険者の合理的裁量による認定に委ねられているものと解される場所である。

2 本件の場合、請求人は、保険者組合理事長が、前記「事実」欄第2の3記載の理由で行った原処分を不服としているの

であるから、本件の問題点は、上記法令等に照らして、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

第2 事実の認定及び判断

1 (略)

2 本件傷病である尖足は、麻痺側の足の甲側が伸びて、足先が下を向いたまま元に戻らなくなり、足先が尖ったような状態になるものであり、それによって、バランスのとれた歩行ができないという歩行障害を生じる。そうすると、当該装具Aは、低下した筋力や脚長差を補い、本件傷病によって生じた歩行障害を改善することを目的とした治療用装具であり、損なわれた身体機能を補完・代替する治療遂行上必要不可欠な補助用具と認められる。一方、当該装具Bは、患肢足関節を良肢位に保持することで尖足の進行を予防しつつ、歩行障害の改善を目的とした当該装具Aの装着を必ずしも必要としない夜間就寝時の利便性を図るための装具として使用されており、「治療遂行上必要不可欠な補助用具」とまでは認められず、身体機能を補完し、かつ、その身体への適合を図るように製作され、当該装具Aを使用しない場合の日常生活の利便性を図る更正用の用具（補装具）に相当するものであって、当該装具Aと当該装具Bは同一傷病の同一部位に対して同一の日に作成の指示が行われ、同一の日に装着確認されていることからすると、当該装具Bは本件傷病の治療遂行上必要な範囲であったと認めるのは困難である。

3 そうすると、保険者が、当該装具Bについて「同一期間、同一対象者に対し支給済みのため」との理由により家族療養費を不支給とした判断に誤りがあると言ふことはできない。

なお、当該装具Bに相当するような補装具に対しては、健保法による保険給付とは別に、障害者総合支援法に基づき身体障害児・者などに対し、障害を補うため、日常生活や職業上必要になる装具への支給制度があることを申し添える。

4 以上のことから、原処分は妥当であっ

て、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。